

(10/11 五夜)

国と東電を断罪

原発事故・生業訴訟で判決

福島地裁

東京電力福島第一原発事
故をめぐって福島県の全市
町村や隣接する宮城県、茨
城県、栃木県の住民約38
00人が国と東京電力に約

160億円の損害賠償など
を求めた「生業を返せ、地域
法的責任があったとして総
額約5億円の支払いを命じ
判決が10日、福島地裁(金澤
秀樹裁判長)でありました。判決は3件目。国の責任を

認めめたのは3月の前橋地裁
に続く2件目になります。
一方、住民が求めた原状
回復(居住地の事故前の放
射線量以下に戻す)の請求
は退けました。しかし、国
が賠償の範囲などを定めた
「中間指針」の賠償地域よ
り広い地域について賠償対
象にしました。

金澤裁判長は、国と東電に
法的責任があったとして総
額約5億円の支払いを命じ
金澤裁判長は、2002年7月につくられた「三陸
いた」と断罪しました。

↓関連⑤面

「勝ったぞ」大歓声



福島市内で開かれた記者会見と報告集会で、原告団長の中島幸さん(61)は、「国が責任を追及しなければ事故は繰り返される。」

「生業（なりわい）を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟で、国と東電を訴訟し、被害救済を拡大した10日の福島地裁判決。地裁前では、原告弁護団が「勝訴」の幕を掲げると、集まつた人たちから「勝ったぞ」と大きな歓声があがり、「再稼働反対」のゴールが起きました。

響く「再稼働反対」コール

救済の足がかりに

問われる国の推進姿勢

解説 東京電力福島第一発生事故について、月の前橋地裁に統いて国に敗訴されました。主な争点は大津波が予見できたか、東防護堤が防げたのかどうかです。

その上で国が一長期供給に基づいて試算していれば、敷地を大きく超える最大[15.7㎢]の津波を予見可能であった」としました。巨大津波の予見可能性については今年3件の判决で、3月の前橋地裁、国の責任を否定した9月の千葉地裁判決でも原告らの主張を認め、予見できましたる判断が続いている。

福島地裁は、国は同年末ごろまでに東電に行政指導を行ない、東電が応じない場合には規制権限を行使すべきであった」と指摘。国が規制権限を行使すれば、東電が、電源設備があるタービン建屋の水密化などの措置を取つただろ

うとして「事故は回避可能であった」と指摘。国が規制権限行使しなかつたのは、「許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠いていた」と断じました。

一方、東電に対しては、津波対策を怠ったため事故に至ったのだから「過失がある」と認めたものの、「故意や過失では認められない」としていません。

「対しては、津
田ため事故に至
り、過失がある」
の、「故障や重
きられない」と
べきです。

原告弁護団からば、原発の敷地の高さを超える津波を国は予見できたとする福島地裁の判断について、「前橋地裁、千葉地裁に続いての慶留。この流れは動かしがたいものになった」と評価。一方で被書教済については「実態を反映してない不十分な〔が〕ある」と報告しました。

原発事故の被書教済を求めただから、全国各地の訴訟の原告が私たちのような苦し

団・弁護団が、激励のあいさつに立ちました。来年3月に判決が出る京都訴訟の弁護団は、「京都で勝って、生業の勝利判決を不動のものとして確定させね。それが京都の原告団と弁護団に課せられた役割だ」と決意表明。

桑折町二は、「福島県外の被書者にも賠償の道を開くいい判決だ。

原告団・弁護団声明
「生業を返せ、地域
を返せ!」福島原発訴
訟原告団・弁護団は10
日、福島地裁判決を受
けて「国(の)法的責任と
東京電力の過失を認
め、断罪した」とする
声明を発表しました。
声明では、判決は
益を優先する「安全神
話」に浸ってきた原子
力行政と東京電力の怠
りを法的に違法とした
もの」と指摘。「憲法
果たすもの」として
価しています。

また、平穳生活権
害による慰謝料につ
て、国(の)中間指針
に基づく賠償対象地
よりも広い地域を賠
償の対象とするためを望
めた点は、「一歩前進」と評価しています。

福島で国の責任
認めた意義重い
群馬訴訟の弁護団
東京電力福島第一原

み、放電線の伸びをお
ひえる思いをさせない
ために、全国の原発を
廃炉にするのが一番い
い。原発を再稼働させ
ている安倍政権は、国
の声が反映された決
を受け止めてほ
う」と話しました。